

## 埼玉県国民健康保険審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県国民健康保険審査会（以下「審査会」という。）の運営に関する事項については、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）、行政不服審査法（昭和37年9月15日法律第160号）及び埼玉県国民健康保険審査会会議規則（昭和43年6月20日制定。以下「会議規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(会長)

第2条 審査会の会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(会長の専決事項)

第3条 会長は、多数人が共同して審査請求をする際に、総代を互選しない場合には、総代の互選を命ずることができる。

2 会長は、審査請求が管轄違であるときは、すみやかに所轄の審査会に移送し、かつその旨を審査請求人に通知するものとする。

3 会長は、審査請求が不適法ではあるが、補正が可能と認められる場合には、相当の期間を定め補正を命ずるものとする。

4 会長は、審査請求を受理（補正を命じた場合は補正後）したときは、原処分をした保険者、利害関係人及び審査会の各委員に審査請求書の副本もしくは写し、または審査請求録取書の写しをもって通知するものとする。

5 会長は、処分庁に相当の期間を定め弁明書（正副2通）の提出を求めることができる。

6 会長は、弁明書の提出があったときは、その副本を審査請求人に送付しなければならない。この場合、反論書の提出すべき相当の期間を定めることができる。ただし、弁明書が審査請求の全部を容認したときは、この限りでない。

7 会長は、審理を行うため必要があると認めるときは、審査請求人もしくは関係人に対して、報告もしくは意見を求めることができる。

8 会長は、審査請求の取下げの願い出があった場合は、審査会を開くことなく、処理することができる。この場合、その旨を審査会の各委員に通知するものとする。

9 会長は、審査請求の受理、審査請求の取下書の受理及び裁決した内容について、国に報告するものとする。

(招集)

第4条 審査会は会長が招集する。

2 招集の通知は、開会日の5日前までに行う。ただし、急を要する事項のあるときは、この限りではない。

(審査会の会議等)

第5条 審査会の委員は、次の各号に該当する場合は、職務の執行から除斥される。

- 一 審査請求人であるとき。
- 二 審査請求人の親族であるとき、またはあつたとき。
- 三 審査請求人の代理人であるとき。
- 四 当該処分を行った保険者を代表する委員であるとき。

2 審査会の会議は、会議規則により執り行い、次の各号を記載した会議録を調製して、議長の指名した出席委員2人が、これに署名する。

- 一 開会の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名及び代表区分
- 三 出席した当事者、代理人、利害関係人及び参考人の氏名及び職業並びに地方公共団体職員の氏名及び職名
- 四 議事の内容
- 五 裁決となった事項及び賛否の数
- 六 その他必要な事項

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、埼玉県保健医療部国保医療課が行う。

2 審査会の庶務を行うにあたり、幹事及び書記を置き、幹事は書記を指揮して、審査会に関する庶務を統括するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し、必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月11日から施行する。